平成24年度 第2回 岐阜県発達障がい児者支援連携会議

平成24年8月28日(火) 13:30~ 議会棟第2面会室

議事次第

1.:光珪煌かい又抜ヒノターのてみ」ののリカにフに	1	「発達障がい支援センターのぞみ」	のあり方について
---------------------------	---	------------------	----------

2 新希望が丘学園における発達障がい児支援体制の強化について

3 発達障がい児支援に係る人材育成確保対策について

配付資料

資料1 「発達障がい支援センターのぞみ」のあり方

資料2 新希望が丘学園における発達障がい児支援体制の強化について

資料3 発達障がい児支援に係る人材育成確保対策について

「発達障がい支援センターのぞみ」のあり方について

発達障がい支援センターのぞみ

作業療法士1名、教員1名、心理担当職員1名、発達相談員3名の体制で、発達障がい児の支援を中心に実施 希望が丘学園訓練指導課と研修や療育支援の実施において連携。医療部と外来診療における知能・発達検査の実施等において連携

【参考】国が定める業務(発達障害者支援センター運営事業実施要綱)

- 1. 発達障害児(者)及びその家族等に対する相談支援
- 2. 発達障害児(者)及びその家族等に対する発達支援
- 3. 発達障害児(者)に対する就労支援
- 4. 関係施設及び関係機関等に対する普及啓発及び研修

状

現

他の発達障がい児者支援機関

- 「圏域発達障がい支援センター」に発達障がい児支援を委託(県単独事業)
- ・西濃:大垣市立ひまわり学園、中濃:県立ひまわりの斤第一学園、東濃:県立はなの木苑、飛騨:下呂さくらんぼ教室
- 「(社福)同朋会 伊自良苑」に成人期の発達障がい者支援を委託(県単独事業)
- ·H23年度:相談·生活·就労支援 年間延べ736件
- 「発達障がい者支援相談員設置事業」により、各圏域に発達障がい者支援相談員を設置(緊急雇用創出事業)
- ・西濃・大垣市立ひまわり学園、中濃・県立ひまわりの丘地域生活支援センター、東濃・県立はなの木苑、飛騨・青空作業所

課

題

今

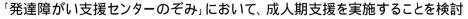
後

の方

向

「発達障がい支援センターのぞみ」が成人期支援を実施しておらず、また、増加する相談ニーズに比べ成人期支援が十分ではない状況にある。 発達障がいを含む精神障がいの支援を行う精神保健福祉センター(福祉・農業会館内)を始めとし、重複障がい児者に対応するため、身体障が いや知的障がいの支援機関との連携を強化することが必要

各圏域の「発達障がい者支援相談員設置事業」が平成24年度で終了



- ・のぞみを、児童の施設である希望が丘学園から移転し、精神保健福祉センター等との連携体制を強化することを検討
- ・就労支援機能の強化(のぞみの職員の資質向上及び(独法)岐阜障害者職業センター、伊自良苑、清流園等との連携)を検討
- 「発達障がい者支援相談員設置事業」の成果と課題を踏まえ、各圏域に持続的な成人期支援体制を整備することを検討
- ・県が平成16年度から順次5圏域に設置した「障がい者就業・生活支援センター」の相談機能の強化(相談員の増員)を検討

発達障がい児者支援に係る相談件数

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
発達障がい支援センターのぞみ	484人	634人	723人	1,295人	1,121人	1,308人
H18.1より開設	1,390件	1,735件	1,936件	2,323件	2,267件	2,363件
西濃圏域発達障がい支援センター	-	-	87人	227人	213人	214人
H20.4より開設	-	-	-	264件	249件	273件
中濃圏域発達障がい支援センター	-	-	-	17人	67人	63人
H21.10よりひまわりの丘第一学園に開設	-	-	-	22件	156件	151件
東濃圏域発達障がい支援センター	-	-	21人	59人	85人	70人
H20.10よりはなの木苑に開設	-	-	57件	127件	245件	192件
飛騨圏域発達障がい支援センター	-	-	22人	35人	43人	43人
H20.10より下呂市児童福祉課内に開設	-	-	22件	58件	58件	58件
(社福)同朋会 伊自良苑	51人	29人	98人	165人	235人	201人
H18.4より開設	-	222件	711件	1,121件	1,251件	736件
۵-۱	-	-	-	1,798人	1,764人	1,899人
合計	-	-	-	3,915件	4,226件	3,773件

上段が実人員、下段が延べ件数 中濃圏域の平成21年度は、10月からの半期分の実績

相談者実人員は、年々増加傾向にある。

発達障がい支援センターのぞみの1人あたりの相談件数が2.2件(H18-23の5年平均)なのに対し、伊自良苑における一人当たりの相談回数は、5.6件(H19-23の4年平均)と多い。

岐阜県における分野別の支援施策

直接支援

間接支援

乳幼児期 就学前 就学期 青年期 成人期 圏域発達障がい支援センター 伊自良苑【障害福祉課委託】 【障害福祉課委託】 ·生活支援、就労支援、機関連携、普及啓発 地域療育システム支援事業【希望が丘学園】 ・支援者への助言指導 ・市町村へ訓練指導員派遣、支援者養成研修 発達障がい者支援相談員設置事業所【障害福祉課委託】 ·支援技術向上研修 ・支援機関の紹介、機関連携、支援体制の構築 ·支援体制整備 【発達障がい支援センターのぞみ】 ·相談支援、発達支援、地域連携·協力、普及·啓発支援 障がい児等療育支援事業【障害福祉課委託】 ·外来·訪問療育、療育技術指導 福祉 早期療育支援ネットワーク事業【障害福祉課】 ・集団療育のあり方検討・普及、支援体制について検討 障がい児通所支援事業所等職員研修会【障害福祉課委託】 ・通所支援事業所等の職員に対し、年4回研修を実施 発達障がい児者支援実地研修事業【障害福祉課】 ・障がい児者の入所施設職員に対し、施設に入所している発達障がい児者の支援をテーマに、実地による研修を実施 発達障がい児者支援指導者養成事業【障害福祉課】 ・指導的役割が期待される職員を先進施設に派遣し、実践的な研修を実施 保育士研修【子ども家庭課委託】 ・発達障がい関連分野の研修を実施 子ども自立支援トータルサポート事業【特別支援教育課委託】 放課後児童クラブ等初任者研修会 ・相談支援、早期発見システム構築、学校等への引継、 【子ども家庭課・社会教育文化課】 ・発達障がいに関連する ・支援体制方法についての実践研究、発達障がいへの 分野の研修を実施 理解、啓発活動 特別支援学校のセンター的機能【特別支援教育課】 ·相談、研修、交流、機関連携 圏域障がい者就業・生活支援センター【障害福祉課委託】 ·就労支援、生活支援、機関連携 障がい者職業訓練【労働雇用課】 ・公共職業訓練施設等による職業訓練受講時に訓練手 当を支給 就労 障がい者雇用モデル創出事業【労働雇用課】 ・雇用支援コンサルティング、雇用モデル創出、 企業向けセミナー実施 障がい者チャレンジトレーニング事業【労働雇用課】 ・短期の就業体験 障がい者就職合同面接会【労働雇用課】 ·就職面接、職場実習面接 【希望が丘学園】 ·外米診療、訓練指導 発達障がい専門医研修事業【障害福祉課】 【精神保健福祉センター】 ・希望が丘学園において発達障がい児の専門医養成研修を実施 ·相談支援 保 健 ・ひきこもりグループミーティング 発達障がい専門外来【障害福祉課補助】 医療 ・外来診療、研修・会議等への参画 【保健所】 子どもの心の相談医ネットワーク事業【保健医療課】 ·精神保健福祉手帳取得支援 ・ネットワーク化検討委員会 ・「子どもの心」専門家養成、普及啓発

乳幼児期

就 学 前

就 学 期

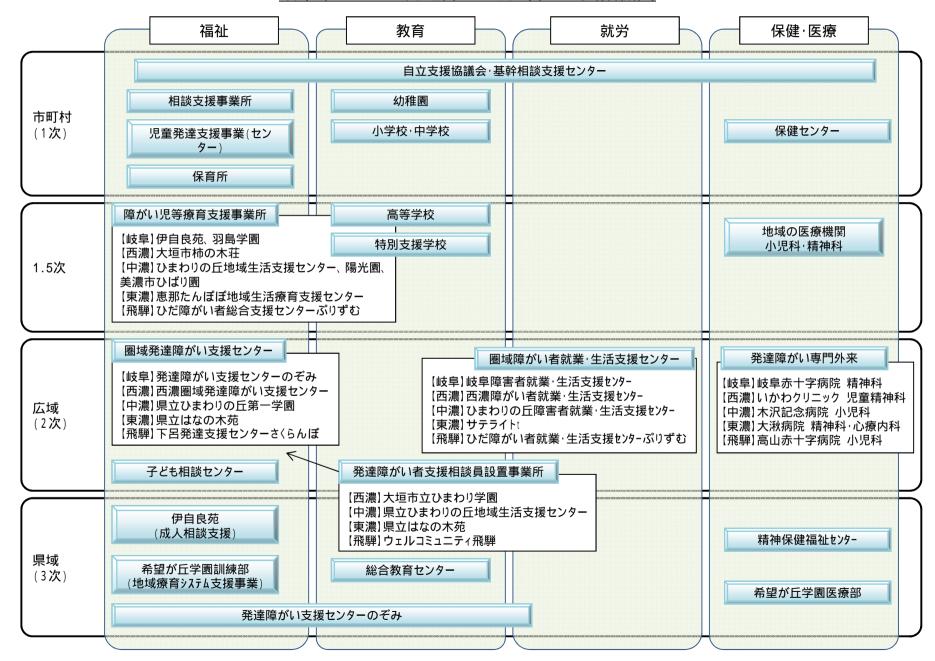
青年期

成人期

発達障がい者等支援体制整備推進連携会議【障害福祉課・特別支援教育課】

・発達障がい者支援センターを含めた関係部局との情報交換、連携

岐阜県における発達障がい児・者への支援機関



新希望が丘学園における発達障がい児支援体制の強化について

1 新希望が丘学園における発達障がい児支援体制の強化

機	能	子園にのける光達障がいた文 新施詞	段において整備する設備
外来	相談	児童発達支援センター相談 窓口、相談室 (新設)	・発達障害者支援法に基づく発達障がい支援センター(のぞみ)は、他の県設置相談機関の再編とあわせて移転。・18 歳未満の発達障がい児の療育相談等については、医療型児童発達支援センターの相談部門の機能として、希望が丘学園において対応。
	診察	発達障がい児外来診察室× 2室 心理相談室×3室 肢体不自由児とは別の待合 スペース (以上、新設)	・小児神経科と児童精神科による発達障がい児外来を開設。・外来での発達障がい児と肢体不自由児の混在を解消するとともに、児童精神科の診察時間(現在は月3回半日)を拡大。
	訓練	感覚統合療法室(新設) 言語聴覚療法室等(訓練室 4室 5室、検査室、観察 室の充実)	・発達障がい児を主たる利用対象とする感覚統合療法室(屋内遊具等を設置)を新設する。・発達障がい児の利用が多い言語聴覚療法関係の訓練室等を充実させる。
	日中支援	発達障がい児用デイケア室 (新設)	・創作活動や小集団活動などを通じた療育プログラムを半日~1日といった単位で提供。 ・発達障がい支援センターのぞみによる小集団指導は、上記の位置づけの中で希望が丘学園本体の事業として継続して実施する。 精神科ショートケア・デイケア(医療保険)や、放課後等デイサービス(児童福祉法)として位置づけて実施するよう、医師の関わり方や報酬基準等を考慮しながら引き続き検討。
滞在	短期入園	発達障がい児用病室(新設) 診察室、デイケア室、病室 等を発達障がい児用エリア として一体的に整備	・上記による日中支援をさらに拡大し、24時間を通じた児の状態の把握と、数日~1週間といった単位での療育プログラムを通じ、本人へ及び家族への支援の効果を高める。 詳細は2を参照

2 短期入園 (親子短期入園)による支援のイメージ

(1)概要

- ・発達障がい児と保護者が学園病室に短期入園し、その期間を通じて診察、検査、各種訓練、生活指導、余暇活動、保護者面談等がパッケージとなった療育プログラムに参加する。
- ・プログラム中に小集団での指導や保護者間の交流機会を設けるため、1回3組(3人)で実施することを想定する。
- ・医療型障害児入所施設及び児童発達支援センターとしての診察、訓練、相談支援機能を活かした支援()を提供するため、学園側で年間スケジュールとプログラムを設定して利用者を募集する。

従って、学園の設備や体制では支援困難なケースは、原則として上記プログラムの対象と しない(例:発達障がい以外の精神疾患、強度行動障がい)。

保護者の休息等を目的とした日中・夜間の預かりについては(8)を参照。

(2) 実施形態

・一般病床(小児神経科)への保険入院での実施を予定。

他の形態として、障害者自立支援法による短期入所の形態で類似のサービスを提供している事例(国立障害者リハビリテーションセンター秩父学園/福祉型障害児入所施設)もあるため、プログラムの内容、人員体制、報酬基準等を踏まえながら、比較検討する。

(3)利用対象児

	・年齢により、以下のとおり区分する。
	幼児グループ
ケルートフ	小学校低学年グループ
年齢による	小学校高学年グループ
グループ化	・当初は、上記 (幼児グループ)から開始し、段階的に年齢を拡大。
	・小学校高学年といったより高い年齢を対象としていくにあたり、例えば「他
	傷(他害)行為のあるケースは受け入れない」といった条件を設定も検討。
	・専門的かつ効果的な支援を行うという観点から、以下のような基準を設ける
その他の	ことを想定。
	発達がい支援センターのぞみの登録児
基準	希望が丘学園で診察を受けている発達障がい児
	圏域発達支援センターや発達障がい専門外来設置医療機関からの紹介

(4) プログラムのねらい

•	
本人	・心と身体の発達への支援
4八	・生活リズムの確立、基本的生活習慣の確立、集団での行動に向けた支援
	・保護者が家事や仕事を離れてこどもと関わる時間を提供
保護者	・家庭で無理なくできる発達促進の工夫、家庭での実践に向けた指導助言
	・同じ悩みを抱える他の家族と交流する機会を設定

(5)短期入園のプログラムの想定

1週間で実施する場合

曜日	内	容
月	・入園、オリエンテーション、健康チェック、	診察
火	(本人) ・各種検査、作業療法、言語聴覚療法	(保護者) ・面談
水	・創作活動、レクリエーション、小集団指導など	・ペアレントトレーニング (こどもへの 関わり方)
木	<i>'</i> &℃	・保護者交流会など
金	・個別面談(本人、保護者) 退園	

1泊2日又は3泊4日で実施する場合

曜日	内	容
金	・入園、オリエンテーション、健康チ	ェック、診察
土	(1泊2日) ・小集団指導参加(短期入園児以外も 含めたプログラムへの参加) 退園	(3泊4日) ・小集団指導参加(短期入園児以外も含めたプログラムへの参加)
日		・発達心理検査、創作活動(本人) ・ペアレントトレーニング(保護者) など
月		・個別面談 (本人、保護者) 退園

(6)上記プログラムのために用いる設備

設備	利 用 形態
発達障がい外来診察室	利用前の診察
検査・相談室	検査、相談、個別活動
プレイルーム、デイルーム	訓練時間以外の待合、生活の場
発達障がい児デイケア室	創作活動・軽作業・コミュニケーション訓練指導等、現在 のぞみで実施している支援形態からの移行を想定
多目的ホール	ゲーム、スポーツ的要素を含む指導の場合に利用
病室 (個室)・トイレ・浴室等	肢体不自由児用とは別のエリアとして設定
その他学園相談室、各種訓練室、 会議室等	適宜利用

(7) 実施体制

- ・多職種のチーム(医師、作業療法士、言語聴覚士、保育士、看護師及び心理職)により実施。
- ・具体的には、医師の指導の下で、作業療法士が中心となって日程及び内容を計画し、進行管理 することを想定する。

(8)段階的なサービスの拡大

基本方針

・当初は、幼児グループのみに限定して開始し、プログラムの内容や手順の検証、新施設の設備の利用状況、スタッフの習熟度等、緊急時の後方医療機関との連携体制(下記(9))) 等を考慮しながら、段階的に対象年齢や実施形態を拡大する。

【参考:発達障がい支援センターのぞみ 23年度来所相談の年齢別内訳】

年齢区分			件数	構成比	
	~	6歳 466 32.7%		85.1%	
7歳	~	12 歳	746	52.4%	03.1%
13 歳	~		212	14.9%	
全年齢			1,424	100.0%	

対象年齢及び実施形態拡大の考え方

(就学児への拡大)

・小学校低学年~高学年へと段階的に対象を拡大し、基本的生活習慣の再学習、家庭や学校で の生活に対するアドバイスの機会とする。

(保護者との分離による単独入園)

・発達障がい児の単独入園によって保護者と分離。発達障がい児本人の療育と並行し、別途、 保護者に対して必要な学習や指導の機会を設ける。

(その他)

・保護者の休息等を目的とした通常の短期入所 (日中・夜間の預かり)は、医療型施設以外においても対応可能なサービスであるため、希望が丘学園では、原則として、医療や訓練指導等と合わせた利用に限定する。

そのうえで、上記プログラムを実施しない日の空床利用による短期入所や、発達障害者 支援センター運営事業実施要綱(厚労省社会・援護局長通知)に基づく一時保護につい て、新施設供用開始後の運用状況や人員体制を踏まえて検討する。

(9)その他実施に当たっての検討事項

利用者意見の反映

・上記(1)~(8)については長崎県こども医療福祉センターの取組みその他の類似事例を 参考にしているが、今後、のぞみ相談利用者からの意見聴取を含め、どの様なプログラムが 効果的か、どの様な日程であれば参加しやすいか等について、さらに検討を進める。

精神科病床を持つ医療機関との連携

・夜間の発達障がい児の受け入れにあたり、行動の制限や、精神科病院への搬送が必要になった場合の後方病床の確保(関係医療機関との連携)について、引き続き検討する。

【参考1:スケジュールの想定】

	建物整備	短期入園プログラムの実施
24 年度	設計	・他県事例調査・プログラムの在り方の検討
25 年度	工事着手	・のぞみ利用者を含めたプログラムの検証 ・人材育成
26 年度		・人材育成・後方医療機関との連携確保等の条件整備
27 年度	前半:新施設の完成、移転 後半:新施設供用開始	・新サービス届出手続等 ・27 年度下半期の参加募集 ・短期入園の試行的実施 (未就学児)
28 年度		・プログラムの実施を通じた内容、手順の検証 (必要に応じ修正)
29 年度 以降		・小学校就学児への段階的拡大・単独入園等実施形態の段階的拡大

【参考2:長崎県こども医療福祉センターの例】

施設区分

・医療型障害児入所施設(旧肢体不自由児施設)

病床数

· 60床(一般病床50床、母子棟10床)

診療科

・常設:整形外科、小児科、リハビリテーション科

・非常設:歯科、泌尿器科、耳鼻咽喉科

平成23年度における母子棟での各種プログラムの実施状況

プログラム	対象	期間	利用者
めだか組	発達障がい児を主たる対象とし、3歳くらいから就学前	1 週間	7組
	まで		
プレスクール	就学前の発達障がい児	2 週間	10組
夏季スクール	就学後の発達障がい児	1 週間	2組

- ・上記プログラムは全て母子棟において実施。年間スケジュールに沿って、発達障がい児を受け入れる週と、肢体不自由児を受入れる週を設定し、母子棟の利用者を管理している。
- ・上記以外にも、母子棟では、発達の検査を必要とする児が日帰り又は1泊2日で発達診断を 受ける「評価入院」を実施しており、23年度は183人が利用。
- ・また、めだか組と同様に、肢体不自由児を対象とした1週間単位での親子入院プログラムがあり、こちらは23年度113組の利用実績がある。

参考 新希望が丘学園における発達障がい児支援機能と対象となる児の状態像のイメージ

主たる支援対象 副次的に必要(可能)な範囲で対応 原則対象外

		新施設における発達障がい児支援機能				
利用児の状態像		児童発達支援センター 相談部門	外来	訓練	日中支援 新	短期入園 新
年 齢		18歳未満(中学校以 降は発達障害支援 センターが主)	原則 18 歳未満	就学前が中心	当初は就学前、段階 的に小学生低学年 ~高学年へ拡大	当初は就学前、段階 的に小学生低学年 ~高学年へ拡大
	広汎性発達障害					
	自閉症	対 応	対 応	作業療法、言語聴覚		
発達障がい系	注意欠陥・多動性障害			療法による訓練を 必要とする児が主 たる対象	対 応	対応
	高機能自閉症・アスペルガー症候群					
	学習障害					
発達障害以外 の子どもの心 の問題	統合失調症、気分障害、神経性障害 摂食障害、睡眠障害、行為障害 チック・トゥレット症候群 不登校、引きこもり その他の情緒や行動の障がい	発達障がいとの合併、その他学園で診察 している身体の疾患や障がいとの合併が 見られるケースを中心に対応				児への指導・支援等 他の専門機関との連
	自閉症等との合併状態	ケース毎に対応の可否を判断		原則対応外		
強度行動障害を伴うケース	知的障害のみ			- 原則対象外(福祉型入所施設での対応)		
	その他の精神疾患等との合併状態			原則対象外(精神科病院での対応)		

[・] の区分は、希望が丘学園の外来初診診断名、発達障がい支援センターのぞみの登録児の内訳、第一種自閉症児施設の事例、「一般精神科医のための子どもの心の診療テキスト(厚生労働省雇用均等・児童家庭局)」を参考に設定。

発達障がい児者支援に係る人材育成確保対策について

発達障がい専門医研修事業(H24新規事業)

発達障がい児を専門的に診療できる医師を県内に確保するため、県立希望が丘学園において発達障がい児を専門的に診療できる医師の研修を実施。

→9月から研修を開始する予定。H25年度についても、新たな医師に対し研修実施を予定。

発達障がい児者支援指導者養成事業(H24新規事業)

発達障がい支援における指導的な人材の養成を図り、岐阜県における発達障がい児者支援の相談・支援体制の強化及び中核的な施設の拠点性を高めるため、先進施設に職員を派遣し、実践的な研修を実施。

→発達障がい支援センターのぞみの職員を三重県あすなろ学園へ派遣(5/14-8/10)し、研修を実施。H25年度についても、県機関から1名の派遣を実施予定。

発達障がい児者支援実地研修事業(H24新規事業)

多様な発達障がいに関する理解をより深め、施設入所者、短期入所利用者等に対し的確に対応できる人材を育成するため、福祉施設に専門家を派遣し、実地での研修を実施。

→発達障がい児等が多〈入所する知的障害児施設(2施設)及び知的障害者施設(1施設)に対し、研修を実施。H25年度についても、対象施設又は対象職員の範囲を拡大して実施予定。

保育士や療育機関職員など、発達障がい児の支援者に対する研修体制は整備されているが、障害者施設職員など、成人期の支援者に対 する研修体制は弱い

各圏域に成人期の支援体制を構築するにあたり、専門的なスキルのある支援者を配置するとともに、研修により、継続的に資質向上を図ることが必要である

発達障がい支援センターのぞみにおいて成人期の支援を行うにあたり、支援のノウハウを身につけるとともに、市町村や関係機関の支援者に対し、指導的な役割を担うことのできる人材の育成が必要

課

現

狀

題

今後の方向

障害者施設職員や地域の相談支援実施機関の職員等に対し、成人期の発達障がい者の支援に関する研修を実施

・研修実施にあたっては、県内の支援施設や医療機関を活用することで、支援機関相互の連携強化を深める

発達障がい支援センター等の職員を、国が開催する成人期支援の研修へ派遣

各市町村における支援者を養成するため、発達障がい支援センターのぞみにおいて、研修生を受入れ